

SENKO TINY CAMP 宿泊約款・利用規約

利用規約

当タイニーハウスをご利用頂くお客様に、安全かつ快適に過ごして頂く為、宿泊約款第9条に基づき、次の通り利用規約を定めておりますので、お守り頂けますようお願い致します。

この規約をお守り頂けない場合は、宿泊契約を解除させて頂く場合がございます。

タイニーハウスのご利用形態について

1. 定員より多い場合はご利用出来ません。
2. 宿泊しないご友人を呼び、タイニーハウス及び庭を使用した場合、別途料金が発生致しますので、フロントにご相談下さい。
3. 人数超過が判明し次第、即時退去かつ違約金をお支払い頂きます。

タイニーハウスについて

1. 当タイニーハウスは、建物内全面禁煙をお願いしております。

喫煙による匂いや跡が認められた場合、ハウスクリーニング代や寝具・備品の買い換え費用を負担して頂く場合がございます。

喫煙は庭の灰皿がある場所にてお願い致します。
2. タイニーハウスの設備や電化製品・家具・物品等を故意あるいは誤って壊したり汚したりした場合は、復旧にかかる料金を全額負担して頂きます。
3. 当タイニーハウスの設備・備品等は、ご宿泊期間中に限りご利用者に貸与するものであり、お持ち帰り頂く事は出来ません。タイニーハウスから持ち出さないで下さい。
4. 下記物品等の持ち込みを禁止します。
 - i. 火薬・爆薬・ガソリン・灯油・薬品・毒性ガス・揮発油等の危険物

- ii. 腐敗物・不潔物・その他湿気・悪臭・異臭・臭気等を発する物
- iii. 猫・鳥・爬虫類・その他の動物ペット類全般(同伴許可の犬はこの限りではありません)
- iv. 著しく大量な物品
- v. その他法令で所持を禁じられている物等

ご利用について

1. 未成年者のみのご利用は出来ません。
2. 風紀・治安を乱すような行為・高声・歌・楽器演奏行為・大声での会話等、近隣に迷惑を及ぼす行為はおやめ下さい。
3. タイニーハウス管理者の許可無く、営業行為(展示会・その他)等、ご宿泊以外の目的での利用はおやめ下さい。
4. 近隣住民に著しい迷惑を及ぼす言動・行動はおやめ下さい。
5. 反社会的なご利用を禁止致します。
6. タイニーハウスにて大声を出す等、近隣に迷惑行為があった場合、近隣の住民から警察に通報される場合がありますが、その場合は法的に全てタイニーハウス利用者様が責任を追う事になります。
7. 天災・又はタイニーハウス利用者様の不注意で引き起こした全ての事故・本規約に従わない為に起こった事故に関し、一切の責任を負いません。
8. タイニーハウス管理者は、タイニーハウス利用者様の車両やご持参の品物の破損・盗難・事故に関しまして一切の責任を負いません。
9. タイニーハウス管理者が、管理等の為巡回します。
10. 著しく内装・外観を変更・装飾するのはおやめ下さい。
11. ペットのご同伴は出来ません。

保安上お守り頂きたい事項

1. ご滞在中タイニーハウスから出られる時は、必ず施錠をご確認下さい。
2. タイニーハウスに滞在中や就寝時にも施錠をご確認下さい。

来訪者があつた時は、不用意に開扉なさらずにドアフックをかけたまま開扉するか、ドアスコープでご確認下さい。不審者と思われる場合は、直ちに管理人又は警察へご連絡下さい。

3. ご来訪客とタイニーハウス内でのご面会はお止め下さい。

宿泊約款

第1条(適用範囲)

1. 当タイニーハウスが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとします。
2. 当タイニーハウスが法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条(宿泊契約の申込み)

1. 当タイニーハウスに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当タイニーハウスに申し出ていただきます。
 - i. 宿泊者名
 - ii. 宿泊日および到着予定時刻
 - iii. 宿泊料金(原則として SENKO TINY CAMP 当ウェブサイトの料金表による)
 - iv. その他当タイニーハウスが必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当タイニーハウスは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

第 3 条(宿泊契約の成立等)

1. 宿泊契約は、当タイニーハウスが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当タイニーハウスが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊料金を当タイニーハウスが指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 第 2 項の宿泊料金を同項の規定により当タイニーハウスが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当タイニーハウスがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

第 4 条(宿泊契約締結の拒否)

1. タイニーハウスは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - i. 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - ii. 満室によりタイニーハウスの余裕がないとき。
 - iii. 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - iv. 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

- v. 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- vi. 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- vii. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- viii. 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

第 5 条(宿泊客の契約解除権)

1. 宿泊客は、当タイニーハウスに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当タイニーハウスは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、SENKO TINY CAMP 当ウェブサイトの各貸別荘キャンセル料により、キャンセル料を申し受けます。
3. 当タイニーハウスは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 7 時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第 6 条(当タイニーハウスの契約解除権)

1. 当タイニーハウスは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - i. 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - ii. 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ) 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - iii. 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

- iv. 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- v. 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- vi. 天災・災害・事件等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- vii. 室内・寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当タイニーハウスが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

第 7 条(宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当タイニーハウスの受付において、次の事項を登録していただきます。
 - i. 宿泊客全員の氏名、住所及び職業
 - ii. 外国人にあつては、国籍、旅券番号、パスポートの呈示及びコピー
 - iii. その他当タイニーハウスが必要と認める事項

第 8 条(貸別荘の使用時間)

1. 宿泊客が当タイニーハウスを使用できる時間は、午後 2 時 30 分から翌日午前 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

第 9 条(利用規則の遵守)

1. 宿泊客は、当タイニーハウス内においては、当タイニーハウスが定めた利用規約に従っていただきます。

第 10 条(料金の支払い)

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、SENKO TINY CAMP 当ウェブサイトの各貸別荘料金表に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、当タイニーハウスが指定した日までに銀行振り込みにてお支払いいただきます。
3. 当タイニーハウスが宿泊客に貸別荘を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第 11 条(当タイニーハウスの責任)

1. 当タイニーハウスは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当タイニーハウスの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当タイニーハウスは、万一の火災等に対処するため、賠償責任保険に加入しております。

第 12 条(宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

1. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当タイニーハウスに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当タイニーハウスは、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後処分いたします。また、飲食物や使い捨ての道具につきましては、当日処分いたします。

第 13 条(駐車場の責任)

1. 宿泊客が当タイニーハウスの駐車場をご利用になる場合、当タイニーハウスは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

第 14 条(宿泊客の責任)

1. 宿泊客の故意又は過失により当タイニーハウスが損害を被ったときは、当該宿泊客は当タイニーハウスに対し、その損害を賠償していただきます。

約款・規約の内容につきましては予告なしに変更する場合があります。